

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

令和元年度定期事務監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

令和2年3月19日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 渡辺 裕

令和元年度

定期事務監査等の結果に対する措置状況

1. 執行機関

【消防本部警防課】

監査委員 指摘事項
<p>現在高報告書と備品（重要物品台帳）の相違について</p> <p>財務規則第97条の規定により重要物品については、備品（重要物品）台帳を備え、取得、管理及び廃止の記録を行わなければならないとされている。また、同規則第100条の規定において、重要物品を廃棄処分した場合は、重要物品不用・処分通知書により物品取扱員を通じて会計管理者に通知しなければならないとされているが、一部において欠落による不整合がみられた。については、財務規則の規定に基づき適切な事務処理の執行に努められたい。</p>

消防本部警防課 措置状況
<p>現在高報告書と備品（重要物品台帳）の相違について</p> <p>監査委員からの指摘を受け、課内において、財務規則に基づく廃棄処分の事務処理について再確認を行いました。</p> <p>現在高報告書と備品（重要物品）台帳における一部の不整合については、重要物品不用・処分通知書により、規定に基づいた事務処理の執行を行いました。今後は、備品台帳一覧表を作成することにより取得・廃棄年月日の管理を備品台帳と併せて行っていきます。</p>